

はじめに

安倍内閣の労働法制改悪＝「働き方改革」は労働組合や弁護士、市民、関係団体、研究者などのたたかいで大きな反対運動が盛り上がったが、不幸にして国会を通過した。そこでは多くの論点が提起され、反対運動は継続している。その中で法案には出ていなかったが、重要な問題として日本の最低賃金制の問題がある。今回の悪法の前に提出された「働き方実行計画」では、3.賃金引き上げと労働生産性向上、として「最低賃金3%引き上げ」も掲げられていた。

最低賃金制の問題はこれまでは大きなトピックスになっていなかった。しかし、日本的雇用慣行＝終身雇用・年功賃金が崩れ、その適用範囲が減少するとともに、非正規雇用が雇用全体の4割近くになり、未組織労働者も増えている。正規労働者でも、賃上げ闘争、なかなんぞくベア（ベースアップ）の停滞・低下のなかで、「最低賃金+ a 」の層が増え続けている。最賃はパート・アルバイトなど非正規労働者だけの対象ではなく、正規労働者にも無関係ではない、という現実が到来している。さらに正規・非正規を問わず、その低い賃金が「家計補助型」から「主たる生計維持型」の賃金に変貌してきている。このような背景のなかで、「全国一律時給1000円以上を直ちに」「最賃時給1500円」という訴えと運動が生起し、発展しつつある。

この「提言」は、賃金闘争においてこれまでどちらかという傍流にあった最低賃金制の問題が大きくクローズアップされる中で、現状を

直視し最賃問題はどうか位置づけられるべきか、最賃制政策にどのような課題が惹起されているか、また、労働組合がいま賃金闘争で困難な立ち位置にされているなかで、団体交渉との関連、「特定最賃」の位置づけ、現行最賃制の問題点とともに、全国一律最賃制への展望、「ナショナル・ミニマム」との関係などをどう把握するか、最賃を支払うことが困難な中小企業を放置してよいのか、最賃引き上げに際して中小企業への助成策を考慮すべきではないのか、また、最賃制と関連して「公契約の適正化」、「地域活性化」の関わりなどを論議する必要性を感じた。

労働総研の賃金・最低賃金問題研究部会は、労働組合や市民も関心を持ち、広がりつつある「最低賃金制の現状分析とその在り方について」部会としても関心を持ち、2018年度前期間中に集中した議論を行った。とくに現下の最賃制の現状分析を行い、その在り方、展望について検討し、課題を指摘してみた。むろん、ここで提起された「提言」は完成版ではなく、一つの問題提起として受け止めていただきたい。しかしながら、問題提起にはそれなりの意義はあると思う。議論の一石となれば幸いである。なお、巻末の資料にある「試算・中小企業の社会保障料事業主負担額」の緻密な計算は、労働総研前事務局次長・藤田宏氏の貢献によるものである。

2018年11月2日
賃金・最低賃金問題研究部会
執筆代表 小越 洋之助